



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第574 令和5年4月4日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
137	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
138	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
139	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
140	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課

徳島県告示第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所			サービスの廃止の届出		サービスの廃止	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	年月日	
社会福祉法人 圭和会	徳島市丈六町小谷四六番地一	ヘルパーステーション きずな	徳島市丈六町小谷四六番地一	訪問介護	令和五年一月二十七日	令和五年二月二十八日		
		デイサービスセンター きずな	同	通所介護	同	同		
		訪問看護ステーション きずな	同	訪問看護	同	同		

徳島県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

社会福祉法人 圭 和会	名称	所在地	指定介護予防サービス事業者	
	一	徳島市丈六町小谷四六番地	名称	指定介護予防サービス事業を行う事業所
	訪問看護ステーション きずな	一	徳島市丈六町小谷四六番地	
看護	介護予防訪問	種類	サービスの	廃止の届出
二十七日	令和五年一月	の受理日		廃止
二十八日	令和五年二月	年月日		

徳島県告示第百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月四日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
美馬郡つるぎ町 美馬南岸土地改良区	令和五年三月十五日

徳島県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年四月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画地区計画 松茂スマートIC周辺地区計画

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課